

箕 面 市 第 2 号  
平成 29 年(2017 年)9 月 6 日

箕面グリーンロード利用税創設検討委員会  
委員長 小西 砂千夫 様

箕面市長 倉 田 哲 郎

(仮称) 箕面グリーンロード利用税の創設について (諮問)

箕面グリーンロード利用税創設検討委員会設置条例第 2 条の規定に基づき、  
下記の事項について貴検討委員会の意見を求めます。

記

(諮問事項)

別紙 (仮称) 箕面グリーンロード利用税について

(諮問理由)

箕面グリーンロードは、平成 30 年春に全線開通 (高槻-神戸間) する新名  
神高速道路との接続により、大阪都心部と全国を結ぶ広域幹線道路として交通  
利便性が格段に向上し、本市への来訪者の大幅な増加が見込まれます。

一方、交通量の増加により更なる渋滞や本市の生活環境・自然環境の悪化が  
懸念されるため、これらに対応するさまざまな施策を幅広く講ずる必要があり  
ます。

これらを踏まえ、新たな財源を確保することを目的に、箕面グリーンロード  
の利用に対し応分の負担を求めるため、新たな市税 (法定外普通税) の仕組み  
についてご審議をお願いするものです。

(別紙)

(仮称)箕面グリーンロード利用税について

課税団体名	大阪府 箕面市		
(イ)税目	箕面グリーンロード 利用税	(ロ)徴収方法	特別徴収
(ハ)課税客体	箕面グリーンロード利用者		
(ニ)税収の使途			
(ホ)課税標準	箕面グリーンロードを通行する台数		
(ヘ)納税義務者	箕面グリーンロードを利用して、通行料金を支払う者		
(ト)税率	通行1台1回につき50円		
(チ)収入見込額	年間約237,250,000円		
(リ)非課税事項	道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第24条第1項ただし書きに規定する緊急車両		
(ヌ)徴税費用見込額	不明		
(ル)課税を行う期間	5年間(その後の延長については、社会情勢等を踏まえて検討)		
(ヲ)その他必要事項			